

仕 様 書

一般社団法人 関東広域観光機構（以下「当機構」という）が事務局となり、その加盟団体等が参画し連携して実施する事業の内容について以下の通り定める。

1. 事業名

令和 8 年度（2026 年度）江戸街道・広域エリア情報発信プロモーション事業
「HP コンテンツ充実および広告事業」
（以下「本事業」という）

2. 事業の目的

当機構のマネジメントエリア（以下「関東広域エリア」という）の中で「3. 事業の内容」(1)で規定する本事業の実施主体が有する多種多様な観光資源を、当機構江戸街道ポータルサイトを通じて対象市場に向けて情報発信することにより、域内への訪問・周遊に結び付け観光消費拡大に資することを目的とする。

3. 事業の内容

(1) 本事業の実施主体

本事業における実施主体は、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、新潟県、福島県、長野県、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）（以下「連携先都県等」という）及び当機構の 13 団体を実施主体とする。

(2) 事業予算

19,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

(3) 事業の概略

本事業は、連携先都県等の観光コンテンツ等に係る記事制作等を行い、当機構江戸街道ポータルサイトに掲載し情報発信することを主たる事業内容とする。

当機構江戸街道ポータルサイト：<https://greatertokyo.jp/>

制作記事の掲載先ページは以下の通りとする。

① “See & Do”ページ（個別観光コンテンツ）

<https://greatertokyo.jp/see-and-do/>

② “Itineraries”ページ（連携先都県等を跨ぐ周遊記事）

<https://greatertokyo.jp/itineraries/>

③ “Features”ページ（特定内容に該当するコンテンツをまとめて紹介するテーマ記事）

<https://greatertokyo.jp/features/6788/>

④その他

- (1) 江戸街道プロジェクトと連携し、「Edo Shogun Roads」をキャッチコピーとしたプロモーションの実施
- (2) 四季に関わる特集ページに沿った記事制作等

(4) 事業実施期間

令和 8 年度中の実施とする。準備が整い次第 開始し、「事業完了報告書」の提出をもって終了とする。

(5) ターゲットとする市場及び言語

本事業におけるターゲット市場は、イギリス、アメリカ、オーストラリア及びシンガポール、マレーシア、フィリピン等の英語を主要言語とする国英語を主要言語とする国（以下「ターゲット市場」という）とする。

なお、本事業において記事制作等で使用する言語は、英語とする。

(6) 記事制作における基調テーマと対象となるコンテンツ

SEE&DO 記事内のテーマの他、江戸街道プロジェクトおよび GREEN×EXPO2027 と連動し、庭園や GREEN に関連のあるコンテンツを現地取材や受託事業者のストック、UGC 等の中から選定し連携先都県等に対し提案・了承を得たものを記事制作すること。ただし、連携先都県等より記事制作の要望が出されたコンテンツについては、その意向を優先することとする。

(7) 記事制作における留意点

- ① 各記事において、位置情報やアクセス情報を記載すること。なお、アクセス情報については JR 東日本の最寄り駅を起点とする事を基本とし、それに依れない場合は、他鉄道会社の最寄り駅等 公共交通機関の結節点を起点とすること。
- ② 周遊記事における移動手段については、可能な限り JR 東日本の路線を利用することとし、それに依れない場合は、他鉄道会社又はバス等の公共交通機関を利用すること。
- ③ 投稿対象のコンテンツは、ターゲット市場のインバウンド観光客対応がある程度整っている箇所である事が望ましい。
- ④ 記事ごとに、関連するテーマ・街道・都県のタグ付けをおこなう。
- ⑤ 特集ページ等の記事制作に伴い、WEB サイトの一部改修が必要な場合は、事業費内で機構 WEB サイト管理会社と連携して事業を執り行う。

(8) サイト流入促進対策の実施

記事制作及びその掲載を行う他に、メディアプランを策定し当機構及び連携先都県等が管理・運営する英語サイトへの流入及び閲覧を促す方策を実施すること。

4. 事業における目標設定

(1) KPI

- ① HP コンテンツ発信数（記事制作本数）109 本以上
（観光コンテンツ記事 99 本、周遊記事 5 本、テーマ記事 5 本を含む）
- ② 広告掲載媒体数 1 以上

(2) KGI

WEB アクセス数 年間 75,000PV 以上

Google Analytics 4 の指標中、サイト流入やエンゲージメントに関する指標を用いて設定すること。

上記目標達成にともない、広告表示回数、広告クリック数及びエンゲージメント数等についても設定すること。

5. その他 企画提案において求めること

(1) 制作記事・素材に関すること

- ① 当機構及び連携先都県等が運用している SNS アカウントについて、サイト間との相互遷移促進を図る工夫等について提案すると共に、コンテンツ選定等において活用すること。

FB : <https://www.facebook.com/TokyoandAroundTokyo.En>

IG : <https://www.instagram.com/tokyoandaroundtokyo/>

- ② 記事本文の作成は、その内容をターゲット市場の訪日関心層に対し、正しく理解・認識してもらえるように、ネイティブの外国人スタッフ等により実施することが望ましい。
- ③ 受託事業者に対し、サイトの CMS 編集管理権限を付与する。受託事業者は、制作した記事内容についてサイトへの掲載作業を行う事とする。なお、記事掲載作業は、広告配信と連動して記事が制作でき次第、都度実施すること。

(2) 運営及び管理等に関すること

- ① コンテンツ案の提示から写真素材選定、記事内容確認・校正等を経てサイト掲載に至るまでのフローを提案すること。
- ② 広告配信ターゲット及び広告への予算配分については、受託者決定後に協議の上決定することとする。
- ③ サイト掲載コンテンツに関する権利及び許諾確認等を確実に行之、これらのトラブル防止に対する対策を講じること。
- ④ サイト掲載コンテンツに係るファクトチェック体制を構築し、誤った情報の拡散防止に努めること。
- ⑤ 本事業の運営体制・スタッフ及び事業行程・スケジュールについて記載すること。
- ⑥ 本事業以外で、行政（都道府県及び基礎自治体）及び観光関連団体（DMO・観光協会等）からのサイト記事制作に関する受託実績があれば記載すること。
- ⑦ 事業実施・運用に係る方針を示し、それに基づいた見積書を作成すること。

6. 事業完了報告書等の作成及び提出

- (1) 本事業完了後、事業に伴う実績等及び今後の課題・提案等について取りまとめ、以下の内容を成果物として、速やかに提出すること。
 - ① 事業完了報告書
 - ② 事業概要 ※ ①の要約として、A3 版 1 枚にまとめたもの
 - ③ 効果測定書
 - ④ 記事制作等で使用した写真・動画素材 ※ 二次利用可能なものを記録媒体に収納して提出すること
- (2) 提出方法は、紙又は電子データ（PDF 等）のいずれかと、それらを記録媒体に収納したものとする。
- (3) 提出期限は、令和 9 年 1 月 22 日（金）厳守とする。
- (4) 提出先は、（一社）関東広域観光機構とする。なお、本事業における成果目標（KPI・KGI）等が本事業完了時に未達だった場合は、その原因や状況を生じさせた外部要因等について分析及び検証し、事業完了報告書において報告すること。

7. その他留意事項

- (1) 本事業の業務遂行に重要な役割を果たす能力及び経験を有する担当者を明確にし、実施主体との間で連絡・調整を密に行える体制を整えること。
- (2) 本事業は、実施主体と十分な協議を行いながら運営することとし、本仕様書の内容や作業内容等に疑義が生じた場合は、その都度、実施主体と協議の上、その指示に従い作業を進めることとする。また、実施主体は、事業期間中にいつでもその状況報告（報告書の作成含む）を求めることが出来ることとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、関係者間での協議の上、対応することとする。
- (4) 実施主体の確認等が必要な事項については、十分な時間を確保して進めること。
- (5) 本事業の成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、納品の完了をもって受託者から実施主体に譲渡されたものとする。また、受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないこととする。
- (6) 本事業の投稿内容において権利関係（撮影者、肖像権、掲載物件）につき疑義が発生した場合は、全て受託者の責任において対応すること。
- (7) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正又は再印刷等の必要な措置を講じること。
- (8) 本事業で取り扱う個人情報の管理は、厳正に実施すること。
- (9) 必要に応じて緊急時の連絡体制を構築し、実施主体と情報を共有すること。

以上